（前のページより続き）
○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第三条第三号の農林水産大臣が定める事項等を定める件の一部を改正する件（同六七一）　一五三
○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第七条及び第九条第一項第一号の農林水産大臣が定める規格を定める件の一部を改正する件（同六七二）　一五五
○支笏洞爺国立公園に関する洞爺湖中島生態系維持回復事業計画を策定する件（**農林水産・環境**一）　一五七
○電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令の指定する者を定める件（**経済産業**五一）　一五九
○一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第二十七条等に基づき経済産業大臣が定める額の一部を改正する告示（同五二）　一六一
○再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第二条の二第一項に規定する交付対象区分等を指定する件（同五三）　一六三
○再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三条第一項に規定する特定調達対象区分等を指定する件（同五四）　一六五
○再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第十五条の六第一項に規定する積立対象区分等を指定する件（同五五）　一六七
○再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第四条第一項に基づき入札を実施する交付対象区分等及び特定調達対象区分等を指定する件（同五六）　一六九
○入札対象として指定をする再生可能エネルギー発電設備の区分等における入札の実施に関する指針（同五七）　一七一
○インバランスリスク単価等を定める告示（同五八）　一七三
○再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（同五九）　一七五
○国土交通省建設業者提出書類閲覧所の場所を定める件の一部を改正する告示（**国土交通**二五八）　一七七
○国土交通省測量業者登録簿閲覧所の場所を定めた件の一部を改正する告示（同二五九）　一七九
○防災拠点自動車駐車場を指定した件の一部を改正する件（同二六〇）　一八一
○排出ガス対策型建設機械の指定に関する件（同二六一）　一八三
○低騒音型建設機械の指定に関する件（同二六二）　一八五
○低振動型建設機械の指定に関する件（同二六三）　一八七
○建設コンサルタント登録規程の一部を改正する告示（同二六四）　一八九
○地質調査業者登録規程の一部を改正する告示（同二六五）　一九一
○平成十四年国土交通省告示第八百二十三号の一部を改正する件（同二六六）　一九三
○既存住宅状況調査技術者講習登録規程により既存住宅状況調査技術者講習実施機関の講習委員を変更する件（同二六七）　一九五
○特定都市河川及び特定都市河川流域を指定する件（同二六八）　一九七
○道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（同二六九）　一九九
○日本国有鉄道精算事業団の債務等の処理に関する法律施行規則附則第五条第一項第一号ロ⑴の鉄道施設等の整備を定める告示の一部を改正する告示（同二七〇）　二〇一
○不測の事態を考慮して航空機の携行しなければならない燃料の量を定める告示の一部を改正する件（同二七一）　二〇三
○平成十二年建設省告示第二千三百六十五号の一部を改正する件（同二七二）　二〇五
○耐火性能検証法に関する算出方法等を定める件等の一部を改正する告示（同二七三）　二〇七
○階段室、機械室その他の火災の発生のおそれの少ない用途を定める件（同二七四）　二〇九
○建築基準法第三条第二項の規定により同法第二十一条等の適用を受けない建築物における増築又は改築に係る部分の特定主要構造部の構造方法等を定める件（同二七五）　二一一
○除却の必要性に係る認定に関する基準等を定める告示の一部を改正する件（同二七六）　二一三
○旅客自動車運送事業運輸規則に基づく運行の管理に関する講習の認定に関する実施要領及び貨物自動車運送事業輸送安全規則に基づく運行の管理に関する講習の認定に関する実施要領の一部を改正する告示（同二七七）　二一五
○対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示の一部を改正する告示（同二七八）　二一七
○貨物自動車運送事業輸送安全規則第三条第四項の規定に基づき事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準を定める告示の一部を改正する告示（同二七九）　二一九
○経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等を定めた件の一部を改正する告示（同二八〇）　二二一
○評価方法基準の一部を改正する件（同二八一）　二二三
○特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示（同二八二）　二二五
○航空機の騒音の強度及びひん度に関する告示等の一部を改正する告示（同二八三）　二二七
○建築基準法第二十一条第二項に規定する建築物の部分又は防火設備の構造方法を定める件（同二八四）　二二九
○火災による熱量の算出方法等を定める件（同二八五）　二三一
○避難上及び消火上必要な機能の確保に支障を及ぼさない周辺高火熱面積の規模を定める件（同二八六）　二三三
○公共交通事業者等が外国人観光旅客利便増進措置を講ずべき区間の一部を改正する件（**観光庁**一二）　二三五
○国立公園の公園事業を決定する件（**環境**三一）　二三六
○国立公園の公園事業を廃止する件（同三二）　二三七
○国立公園の公園事業を変更する件（同三三）　二三七
○特定家庭用機器一般廃棄物及び特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法の一部を改正する件（同三四）　二三九
○防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第三条第二項に掲げる施設について、それぞれ音響の強度及び頻度を定めた件の一部を改正する件（**防衛**八五）　二四〇